

はじめに

- 地域生活支援拠点又は居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制（以下「拠点等」という。）は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るものです。
- 具体的には、「緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える」、「体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備することなどにより、障害者等の地域での生活を支援することを目的として、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することを求めています。
- 地域には、障害者等を支える様々な資源が存在し、これまで地域の障害福祉計画に基づき整備が進められているところですが、それらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分でなく、効率的・効果的な地域生活支援体制となっていない、重症心身障害、強度行動障害や遷延性意識障害等の支援が難しい障害児者への対応が十分でないとの指摘があります。また、地域で障害者等やその家族が安心して生活するためには、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制の整備が必要であるとの指摘があります。
- このため、障害者等の地域生活支援に必要な緊急対応等ができる機能について、障害者支援施設やグループホーム等への集約や必要な機能を持つ主体の連携等により、障害者等の地域生活を支援する体制の整備を行うため、拠点等の整備を推進していくことが必要です。
- 今般、地域生活支援拠点等の整備に関する実態調査（平成27年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査（平成29年度調査））において、既に整備済の自治体等を中心にヒアリング等を行い、好事例としてとりまとめましたので、ご紹介いたします。

- 各自治体等におかれましては、本好事例集に収められている内容を参考に、各地域のニーズを把握し、課題の共有といった、地域分析（アセスメント）を十分に行い、“P D C A”の視点で、それぞれの自治体等において、拠点等における支援困難事例等のノウハウの蓄積・活用を図ることによって、拠点等の整備や必要な機能の強化・充実に取り組んでいただきますようお願いいたします。
- 今後、各種多様な形の拠点等の好事例が“のれん分け”され、全国に縦横的に展開されることにより、全国各地で拠点等の構築や地域の課題やニーズに応える運営が広がることを期待しております。
- なお、本好事例集の作成にあたり、本文記載の各自治体等の方々から多大なご協力をいただきました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

平成30年9月
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課